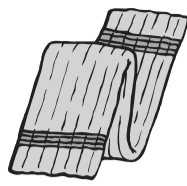


表1 郵便などによる不在者投票ができる方

手帳などの種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5



また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級（左表1参照）に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送する方法で投票することができます。

また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級（左表2参照）に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、手続きが必要となりますので、選挙管理委員会事務局へ問い合わせください。郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから12月12日（水）までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。

証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできますが、投票手続きなどに日数がかかりますので、早めに申し込んでください。

不在者投票

(1面から続く)

▼他の市区町村での不在者投票
 出張などで市外に滞在中の方は、事前手続きをしていただくことで、滞在先の市区町村選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

▼指定施設での不在者投票
 都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームなどで、入院・入所者が不在者投票をすることができます。

▼郵便等による不在者投票
 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方で、障害や要介護の程度が定められた等級（左表1参照）に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送する方法で投票することができます。

代理投票・点字投票

手などが不自由で文字を書くことができない方には、投票所の係員が代理で筆記する方法として代理投票があります。また、目の不自由な方には、点字投票の制度があります（各投票所に点字器があります）。投票所（または、期日前・不在者投票所）で係員にお申し出ください。

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

投票所案内図

▼第1投票区 第十小学校



▼第2投票区 下里小学校



▼第3投票区 第七小学校



▼第4投票区 西中学校



▼第5投票区 第九小学校



▼第6投票区 本村小学校



▼第7投票区 小山小学校



▼第8投票区 久留米中学校



▼第9投票区 第一小学校



▼第10投票区 第三小学校



▼第11投票区 東久留米市役所



▼第12投票区 南町小学校



▼第13投票区 第五小学校



▼第14投票区 南中学校



▼第15投票区 浅間町地区センター



▼第16投票区 第二小学校



▼第17投票区 成美教育文化会館



▼第18投票区 金山学童保育所(第六小学校敷地内)



▼第19投票区 神宝小学校



▼第20投票区 グリーンヒルズ2号棟集会所



ご注意

- ① 投票所入場整理券をお持ちの上、ご来場ください
- ② ペットを連れての投票は、ご遠慮ください